

鹿屋体育大学における内部質保証及び自己点検・評価に関する規則

〔平成31年 3月22日〕
規則 第 8 号

(目的)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における内部質保証の体制及び手順並びに自己点検・評価の実施体制及び手順に関し、基本的事項について定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部質保証 大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと
- (2) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、大学が教育研究活動等について自ら行う点検及び評価

(内部質保証の体制)

第3条 学長は、内部質保証の統括責任者として、全学の自己点検・評価及び自己点検・評価の結果等に基づく改善・向上活動（以下「改善・向上活動」という。）の実施に関して責任を負う。

- 2 運営企画会議は、全学の自己点検・評価及び自己点検・評価の結果等に基づく改善・向上活動の実施を総括する。
- 3 本学における教育研究等の各領域の自己点検・評価の実施組織（以下「評価実施組織」という。）は次の表のとおりとし、各領域の自己点検・評価の責任者として評価実施組織欄に掲げる組織の長を充てる。

領域	評価実施組織
教育課程	教務委員会（体育学部） 研究科教務委員会（体育学研究科）
施設設備	財務・施設環境委員会（情報環境・図書館環境を除く） 学術情報・産学連携委員会（情報環境・図書館環境）
学生支援	学生委員会（競技力向上、留学生支援を除く） 競技力向上委員会（競技力向上） 国際交流推進委員会（留学生支援）
学生受入	入試委員会
研究活動	学術情報・産学連携委員会
管理運営	総務委員会（組織、人事、内部統制） 財務・施設環境委員会（財務運営）
社会連携・社会貢献	総務委員会（公開講座、同窓会、施設見学等） 教務委員会（教育免許状更新講習、教育関係等） 学生委員会（課外活動、スポーツボランティア等） 財務・施設環境委員会（施設設備の開放等） 学術情報・産学連携委員会（研究） 国際交流推進委員会（国際交流） 社会連携検討会議（地方自治体との連携） 広報室（大学広報）
中期目標・中期計画・ 年度計画	企画室（中期目標・中期計画策定） 運営企画会議（年度計画、実績報告）

(自己点検・評価の実施方法)

第4条 各領域の自己点検・評価の実施方法及び点検・評価項目は、運営企画会議の議を経て学長が別に定める。

(自己点検・評価の実施)

第5条 評価実施組織は担当する領域の自己点検・評価を実施し、その結果を運営企画会議へ報告しなければならない。

- 2 運営企画会議は、評価実施組織による自己点検・評価の結果に関して、疑義があるときは、評価実施組織へ説明を求めることができる。
- 3 運営企画会議は、各領域の自己点検・評価の結果を取りまとめた報告書を作成し、公表しなければならない。

(改善の指示)

第6条 運営企画会議は、自己点検・評価、監事監査及び内部監査の結果、学内外の関係者からの意見等に基づき認識した改善すべき事項があるときは、評価実施組織へ改善の指示を行うものとする。

- 2 評価実施組織は、前項の改善の指示を受けたときは、改善のための計画を作成し、運営企画会議の承認を得なければならない。
- 3 運営企画会議は、前項の計画に基づく改善の状況を定期的に確認し、必要に応じて、さらなる改善の指示を行うものとする。

(学長への報告)

第7条 運営企画会議は、自己点検・評価の実施計画及び実施結果並びに改善・向上活動の実施状況を学長へ報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて、運営企画会議へ改善の指示を行うものとする。
- 3 学長は、必要に応じて、運営企画会議へ自ら報告を求めることができる。

(IRの活用)

第8条 評価実施組織及び運営企画会議は、自己点検・評価の実施にあたっては、IR活動により収集・分析された情報を活用し、客観的な情報に基づく評価を行うように努めるものとする。

(組織及び教育課程の新設・改廃等の承認手続き)

第9条 学部・研究科等の新設・改廃、教育課程の新設・改廃、学位授与の方針、教育課程の方針及び学生受入方針の変更にあたっては、運営企画会議において、大学の目的等に照らして適切な内容となっているかについて、現状把握・分析を行い、教育研究評議会、役員会の議を経て、実施するものとする。

(評価結果等の活用)

第10条 学長は、自己点検・評価の結果及び改善・向上活動の結果を、本学資源の適切かつ効率的な配分及び中期計画・年度計画の策定等において有効に利用するなど、本学の教育研究活動等の一層の改善のために活用する。

(事務)

第11条 自己点検・評価に関する総括的な事務は、経営戦略課において処理し、第3条第3項に規定する各領域における自己点検・評価に関する事務は評価実施組織の事務を所掌する課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、内部質保証及び自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学自己点検・評価規則（平成21年規則第15号）は廃止する。